

【表紙】  
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8 月14日

【会社名】 M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー  
(MUFG Securities EMEA plc)

【代表者の役職氏名】 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー デヴィッド・キング  
(David King, Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 英国ロンドン市ロープメーカー・ストリート25 ロープメーカー・  
プレイス EC2Y 9AJ  
(Ropemaker Place, 25 Ropemaker Street, London EC2Y 9AJ,  
England)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 藤田 元康

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル  
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

【電話番号】 03 (6212) 1200

【事務連絡者氏名】 弁護士 鴨下 亮

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル  
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

【電話番号】 03 (6212) 1200

【届出の対象とした売出有価証券  
の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 10億円 (予定)

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年8月6日付をもって提出した有価証券届出書および同年8月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、一部に変更がありましたので、関係する事項を訂正するため、また、同有価証券届出書に添付される添付書類を追加するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第2 売出要項

##### 2 売出しの条件

### 第四部 提出会社の保証会社等の情報

#### 第2 保証会社以外の会社の情報

##### 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第2【売出要項】

#### 2【売出しの条件】

<訂正前>

<前 略>

売出社債のその他の主要な要項

<中 略>

(12) その他

- (a) 本社債は、とりわけ、発行会社およびザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー（以下「受託者」といい、かかる表現はその承継者を含む。）の間に締結された1994年11月24日付の信託証書（随時、修正および/または補足されるもので、以下「信託証書」という。）により創設される。本社債および利札は、発行会社、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店、当該契約書記載のその他一定の当事者および受託者の間に締結された2017年8月10日付の改正・再録代理契約証書（随時、修正および/または補足されるもので、以下「代理契約」という。）ならびにMUG、MUG Bankの間に締結された2006年8月3日付の改正・再録キープウェル契約書（以下「キープウェル契約」という。）の利益を受ける。

受託者は、すべて信託証書の規定に従って、本社債の所持人および利札所持人の利益のために行う。

信託証書、代理契約およびキープウェル契約の写しは、受託者の登録事務所（2017年8月10日現在、ロンドンEC2V 7EX、ウッド・ストリート100、5階）で閲覧することができる。適用ある最終条件書の写しは、本社債権者による当該本社債の所持およびその身元について受託者または関係支払代理人（場合により）の満足する証拠を提出することにより、当該本社債権者はこれを閲覧することができる。本社債権者および利札所持人は、信託証書、代理契約、キープウェル契約および適用ある最終条件書を知っているとみなされ、これらの利益を受ける権利を有する一方、これらに拘束される。

<中 略>

- (c) 受託者は、その裁量により催告をすることなく、信託証書ならびに本社債および利札に基づく発行会社の義務を強制実現するために自らが適切と思料する発行会社に対する手続をとることができる。ただし、受託者は、( ) 本社債権者の特別決議によりそのように指示されるかまたは本社債の未償還額面金額の少なくとも5分の1の所持人から書面によりそのように要請された場合で、かつ( ) その満足する程度に補償を受けた場合でなければ、いかなるかかる手続をとりまたはその他の行為を行う義務も負わないものとする。本社債権者および利札所持人は、発行会社に対して直接手続をとることはできないが、受託者が手続をとる義務を負うことになったにもかかわらず合理的期間内にこれを実行せず、かかる懈怠が継続している場合は、この限りでない。

<後 略>

<訂正後>

<前 略>

売出社債のその他の主要な要項

<中 略>

(12) その他

- (a) 本社債は、とりわけ、発行会社およびザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー（以下「受託者」といい、かかる表現はその承継者を含む。）の間に締結された1994年

11月24日付の信託証書(随時、修正および/または補足されるもので、以下「信託証書」という。)により創設される。本社債および利札は、発行会社、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店、当該契約書記載のその他一定の当事者および受託者の間で締結された2018年8月10日付の改正・再録代理契約証書(随時、修正および/または補足されるもので、以下「代理契約」という。)ならびにMUFG、MUFG Bankの間で締結された2006年8月3日付の改正・再録キープウェル契約書(以下「キープウェル契約」という。)の利益を受ける。

受託者は、すべて信託証書の規定に従って、本社債の所持人および利札所持人の利益のために行為する。

信託証書、代理契約およびキープウェル契約の写しは、受託者の登録事務所(2018年8月10日現在、ロンドンEC2V 7EX、ウッド・ストリート100、5階)で閲覧することができる。適用ある最終条件書の写しは、本社債権者による当該本社債の所持およびその身元について受託者または関係支払代理人(場合により)の満足する証拠を提出することにより、当該本社債権者はこれを閲覧することができる。本社債権者および利札所持人は、信託証書、代理契約、キープウェル契約および適用ある最終条件書を知っているとみなされ、これらの利益を受ける権利を有する一方、これらに拘束される。

<中 略>

(c) 受託者は、その裁量により催告をすることなく、信託証書ならびに本社債および利札に基づく発行会社の義務を強制実現するために自らが適切と思料する発行会社に対する手続をとることができる。ただし、受託者は、( )本社債権者の特別決議によりそのように指示されるかまたは本社債の未償還額面金額の少なくとも5分の1の所持人から書面によりそのように要請された場合で、かつ( )その満足する程度に補償を受けた場合でなければ、いかなるかかる手続をとりまたはその他の行為を行う義務も負わないものとする。本社債権者および利札所持人は、発行会社に対して直接手続をとることはできないが、受託者が手続をとる義務を負うことになったにもかかわらず、( )合理的期間内にこれを実行しないかまたは( )何らかの理由により実行することができず、かかる懈怠または実行不可能な状態が継続している場合は、この限りでない。

<後 略>

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

##### (1) 当該会社が提出した書類

< 訂正前 >

四半期報告書又は半期報告書  
該当事項なし

< 前 略 >

< 後 略 >

< 訂正後 >

四半期報告書又は半期報告書  
四半期報告書  
事業年度 第14期第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)  
平成30年8月14日関東財務局長に提出

< 前 略 >

< 後 略 >